# 資料編

# 1 用語集

## 【あ行】

103111		10 ±1
用語	解説	掲 載 ページ
アイドリングストップ	信号待ちや荷物の積み下ろしなどの駐停車時に、自動車のエンジンを停止させること。兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」第72条には、自動車の停止時に原動機をみだりに稼働させてはならないと記されている。	56
アセットマネジメント	持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、 水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水 道施設を管理運営する体系化された実践活動。	18
アレロパシー効果	他感作用、遠隔作用ともいう。一つの生物の生産する物質が、離れて生活している他の生物に影響を及ぼす現象。特に植物についていう場合が多い。 例えば、ある種の植物が生育する際にある物質を分泌して、同種又は他種の植物が近接した地域で生育できないように妨害することがある。	25
ウォームビズ	環境省が取り組む冬季の地球温暖化防止対策の一つ。暖房時の室 温を 20℃で快適に過ごすライフスタイルのこと。	56
エコドライブ	停車中に不要なアイドリングをしない、急発進や急加速をせず適 正速度を守り、適切な整備をするなど、環境に配慮して自動車を 利用すること。	36、38、 56、58
温室効果ガス	地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果を持つ大気中の気体の総称。二酸化炭素、メタン、フロン等がある。近年、人類のエネルギー消費の拡大により二酸化炭素を中心とする温室効果ガスが増加しており、地球温暖化が指摘されている。	1、35、 36、42、 56、57、 58、61

## 【か行】

環境基準値	環境基本法に基づき定められた「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境の条件」について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として定められた値のこと。	18
間伐	植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採をいう。	26、49
かん養	地表の水(降水や河川水)が帯水層に浸透し、地下水が供給されること。	15
クールビズ	環境省が取り組む夏季の地球温暖化防止対策の一つ。冷房時の室 温を28℃で快適に過ごすライフスタイルのこと。	56
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく 考え環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。	57
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いて合計を実質的にゼロにすること。	35、38

## 【か行】

光化学オキシダント	工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応を起こして発生する大気汚染物質。光化学スモッグの原因。光化学オキシダントは紫外線が強く風が弱いなどの気象条件下で発生しやすく、高濃度になると注意報や警報が発令される。	18
公害	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境にかかる被害が生ずること。	5 、 7 、 21、45
コンパクトなまちづくり	都市機能の無秩序な拡大を抑制し、まちの中心部に生活に必要な 諸機能を集約させる効果的なまちづくりのこと。	57

# 【さ行】

FC 117		
再生可能エネルギー	自然現象としてのエネルギーを取り出して利用するエネルギーで、いわゆる新エネルギーに含まれる。有限で枯渇性の石油、石炭などの化石燃料などとは対称的に、資源枯渇のおそれがないという意味が込められている。具体的には、太陽光や熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、温度差などから取り出すエネルギー利用を指す。化石燃料や原子力エネルギーの利用は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また、廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいが、再生可能エネルギーは、こうした負荷を低減するクリーンエネルギーとみなされ、利用技術の開発が注目されている。一方で、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性等の欠点もある。	5、35、 38、43、 56、57
里山	農山村地域の集落の近くに広がり、古くから人の働きかけを通じ て維持管理されてきた山のこと。	26、28、 49、61
指針値	「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月環大特32号)に示された指針値	18
循環型社会	有限な資源やエネルギーをできるだけ節約し、モノを徹底的に再 資源化し、できるだけ廃棄物を出さない社会のこと。	5、29、 42、43、 53、61
重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物及び一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市が指定した区域のうち価値が特に高いものとして 国が選定した地区(文化財保護法)	9、19、 21
生態系	ある地域に生息する生物群集とそれを取り巻く無機的環境(気象、土壌、地形、光、温度、大気等)を合わせた一つのまとまりを示す。	2、21、 25、27、 28、50
生物多様性	生態系、種(しゅ)、遺伝子の多様性を包括したもので、様々な 生き物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境で繁殖を続け る状態のこと。	2、5、 25、26、 28、29、 43、49、 50、52、 59
ゼロカーボンシティ	2050 年に CO2(二酸化炭素)排出量を実質ゼロにすることを 目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体	42、43、 56

## 【た行】

太陽光発電	シリコン等の半導体からなる太陽電池を用いて、太陽光エネルギーを直接電気に変換して利用するもの。発電そのものには燃料が不要で、太陽電池の原料採鉱、精製から廃棄に至るまでのライフサイクルを含めても、非常に少ない二酸化炭素排出量で電力を供給することができる。	57
脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減していくのと同時に、排出が避けられない温室効果ガスを後から回収することで、温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を目指す社会	1、38、 56
デマンド交通	利用者が電話などで乗車を予約し、区域内のあらかじめ決められ た目的地まで利用料金を支払って乗り合いで移動する公共交通	58
特定外来生物	外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産物へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。 アライグマ、ヌートリア、カミツキガメ、セアカコケグモなどが該当する。 特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官なども含まれる。	25

# 【な行】

野焼き	廃棄物を野外で焼却する「野焼き」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されている。(宗教上の行事や、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものを除く。)違反すると5年以下の懲役若しくは一千万円以下(法人は三億円以下)の罰金又はその両方を科せられる。	18、45
-----	--	-------

#### 【は行】

[1911]			
フロン	炭素に塩素、フッ素などを結合した化合物の総称で、正式名はクロロフルオロカーボンという。無毒、安定な物質で、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品等の洗浄用材、ウレタンフォームの発泡剤などに使用されている。特定の種類のフロンは、成層圏で分解され、オゾンが分解される反応が連続的に繰り返される。その結果、紫外線の増加による皮膚がんの増加や生態系に悪影響をもたらすとして、平成 5 年から排出削減が開始され、平成 8 年からは、特定フロンの使用が禁止された。	56	
フードドライブ	家庭で余っている食品をごみにせずに持ち寄り、それをまとめて 必要とする福祉団体等に寄付する活動	34、54	
	フロン	炭素に塩素、フッ素などを結合した化合物の総称で、正式名はクロロフルオロカーボンという。無毒、安定な物質で、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品等の洗浄用材、ウレタンフォームの発泡剤などに使用されている。特定の種類のフロンは、成層圏で分解され、オゾンが分解される反応が連続的に繰り返される。その結果、紫外線の増加による皮膚がんの増加や生態系に悪影響をもたらすとして、平成5年から排出削減が開始され、平成8年からは、特定フロンの使用が禁止された。  家庭で余っている食品をごみにせずに持ち寄り、それをまとめて	炭素に塩素、フッ素などを結合した化合物の総称で、正式名はクロロフルオロカーボンという。無毒、安定な物質で、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品等の洗浄用材、ウレタンフォームの発泡剤などに使用されている。特定の種類のフロンは、成層圏で分解され、オゾンが分解される反応が連続的に繰り返される。その結果、紫外線の増加による皮膚がんの増加や生態系に悪影響をもたらすとして、平成5年から排出削減が開始され、平成8年からは、特定フロンの使用が禁止された。  家庭で余っている食品をごみにせずに持ち寄り、それをまとめてるよりである。

## 【ま行】

マイバッグ	店舗等での買い物の際、レジ袋の削減のため商品等を詰めるバッグ(買い物袋)のこと。	54
-------	--	----

## 【ら行】

ライフスタイル	生活の行動様式、生活に対する価値観の型のこと。	7、56、 57
歷史的景観形成地区	兵庫県「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区。地区の歴史的な景観の保全を図るため、景観形成基準に基づき、建築物等の新築・大規模修繕等を規制している。	19

# 【アルファベット・数字】

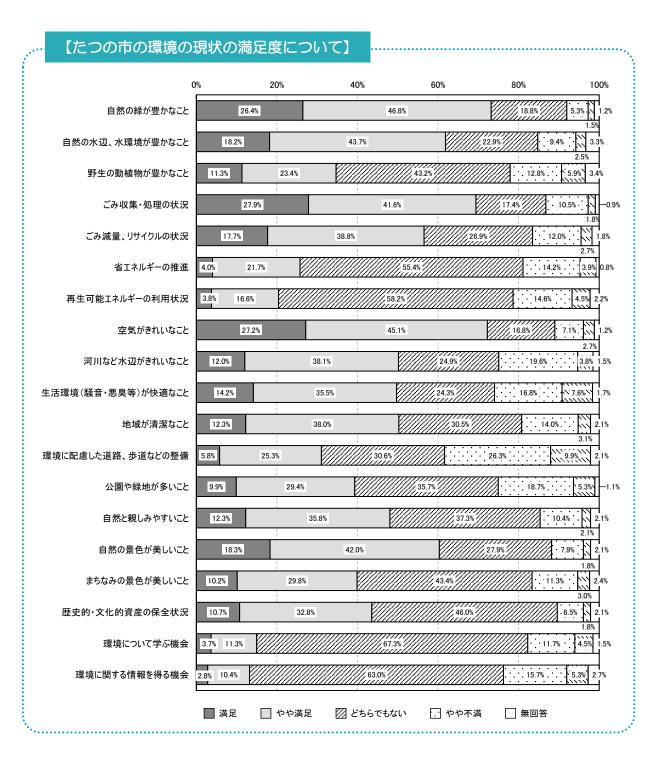
CSR 活動	CSR(Corporate Social Responsibility)は、企業の社会的責任のことであり、企業は社会的な存在として、自社の利益や経済合理性を追求するだけではなく、利害関係者(ステークホルダー)全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方をもとにした活動のこと。	7
ZEB(ネット・ゼロ・エネ ルギー・ビル)	Net Zero Energy Building の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物	56、57
ZEH(ネット・ゼロ・エ ネルギー・ハウス)	Net Zero Energy House の略称。高断熱・高気密化・高効率設備により、室内環境の質を維持しつつ省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した住宅	56、57
5R	循環型社会を構築するためのキーワード ①Refuse(リフューズ): 不要なものは、受け取らない ②Reduce(リデュース): ごみの発生量を減らす ③Reuse(リユース): 何度も繰り返し使う ④Repair(リペア): 修理し、長く使う ⑤Recycle(リサイクル): 再資源化する のちつの言葉の頭文字をとったもの。なお、②、③、⑤を"3R"という。	29、54、 57

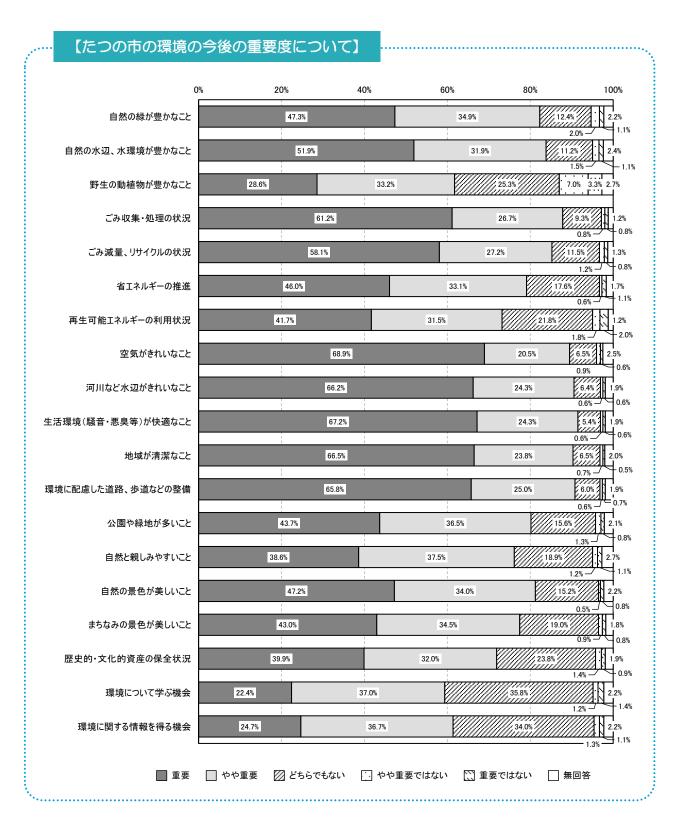
### 2 たつの市の環境についてのアンケート調査結果

#### (1) 市民対象アンケート

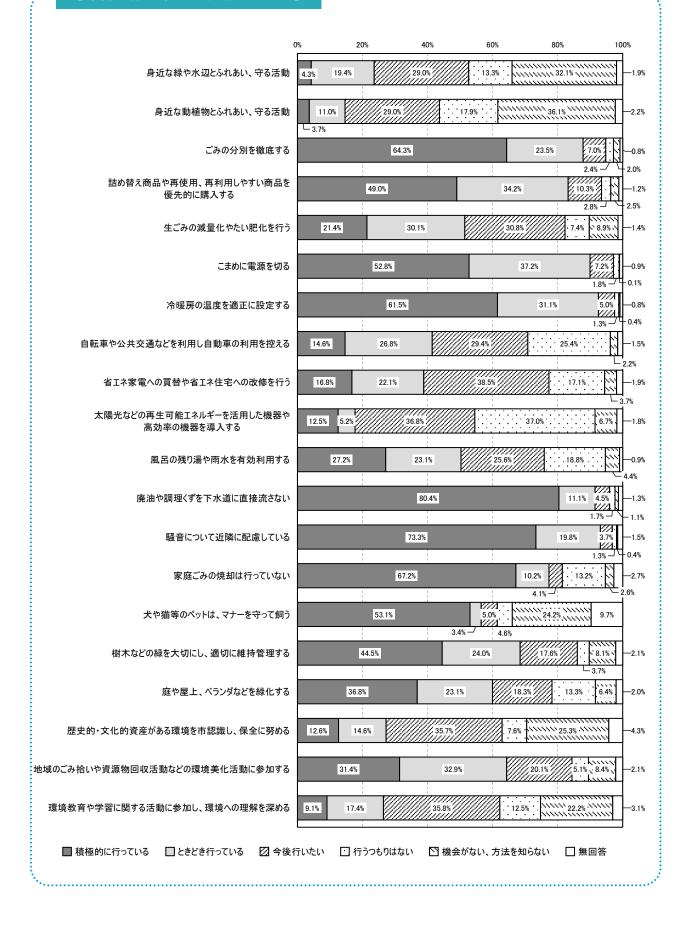
項目	たつの市の環境についてのアンケート(市民)
調査地域	たつの市全域
実施時期	2016年(平成28年)12月25日~2017年(平成29年)1月31日
実施対象	たつの市住民基本台帳から無作為に抽出した 18 歳以上の市民
実施方法	郵送配布 郵送回収
配布数	2,100
有効回収数/有効回収率	847/40.3%

※結果の選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。



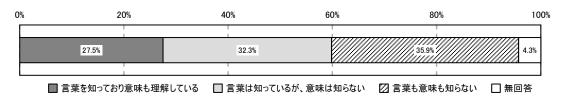


#### 【環境に係る市民の取組について】

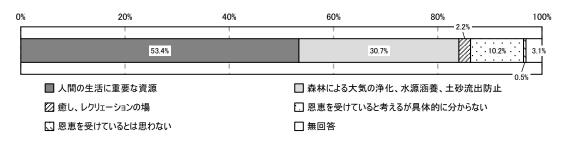


#### 【生物多様性について】

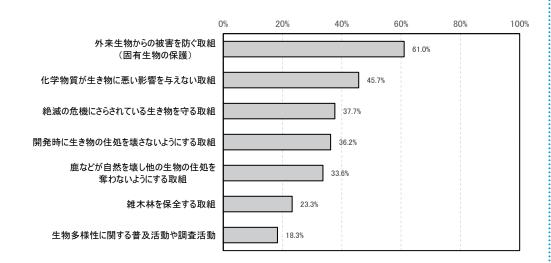
• 「生物多様性」という言葉とその意味の認知度

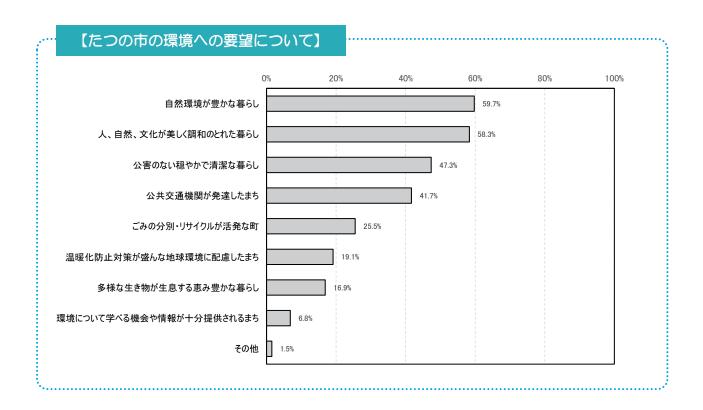


・地球上の様々な生物、環境からの恩恵を最も受けているもの



• 生物多様性を保全していくための重要な取組

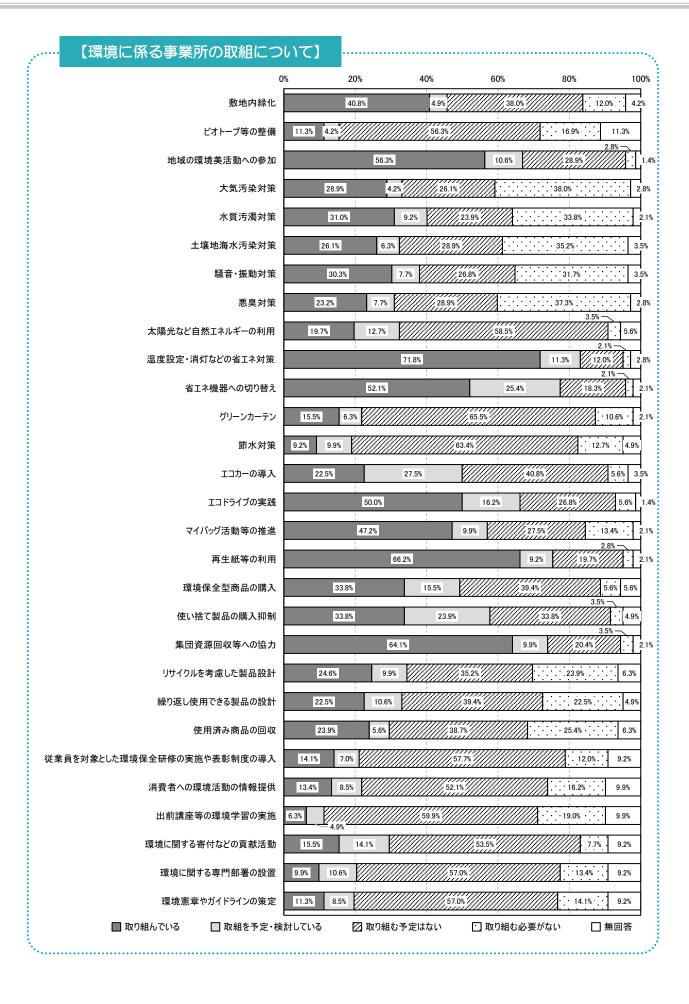




#### (2) 事業所対象アンケート

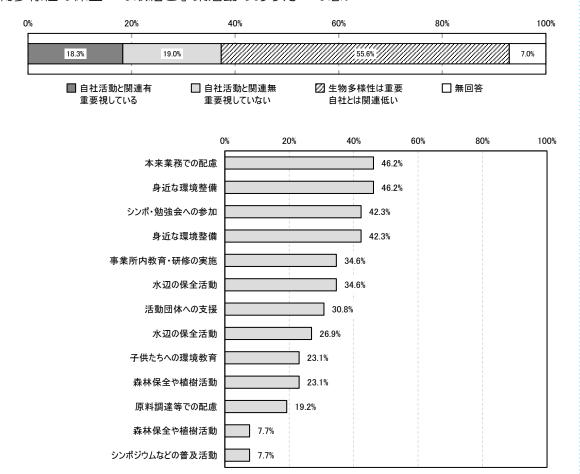
	たつの市の環境についてのアンケート(事業所)
調査地域	たつの市全域
実施時期	2016年(平成28年)12月25日~2017年(平成29年)1月31日
実施対象	市内の事業所
実施方法	郵送配布 郵送回収
配布数	200
有効回収数/有効回収率	142/71.0%

<sup>※</sup>結果の選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。



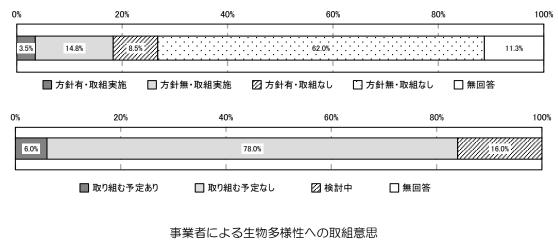
#### 【生物多様性について】

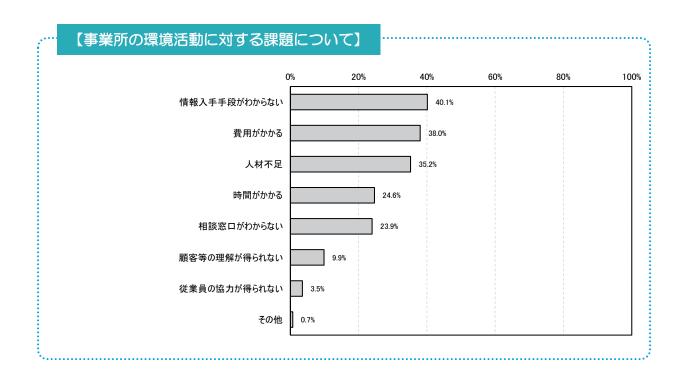
• 生物多様性の保全への取組と事業活動のあり方への思い

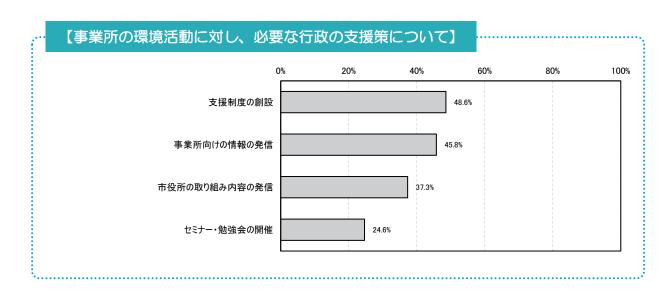


事業者による生物多様性への取組内容

• 事業活動の中での生物多様性の保全への取組について



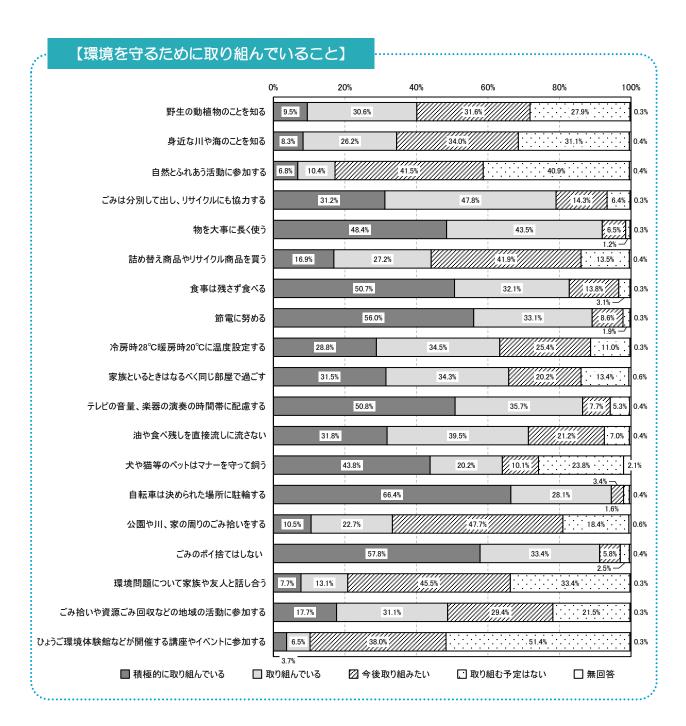




#### (3) 中学生対象アンケート

項目	たつの市の環境についてのアンケート(中学生)	
調査地域	たつの市全域	
実施時期	2016年(平成28年)12月25日~2017年(平成29年)1月31日	
実施対象	市内6中学校の中学2年生	
実施方法	中学校にて 直接配布 直接回収	
配布数	703	
有効回収数/有効回収率	673/95.7%	

<sup>※</sup>結果の選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。



-1.3%

-1.3%

19.0%

15.3%

=2.8% □ 無回答

図とちらでもない



62.6%

□ 大切だと思わない

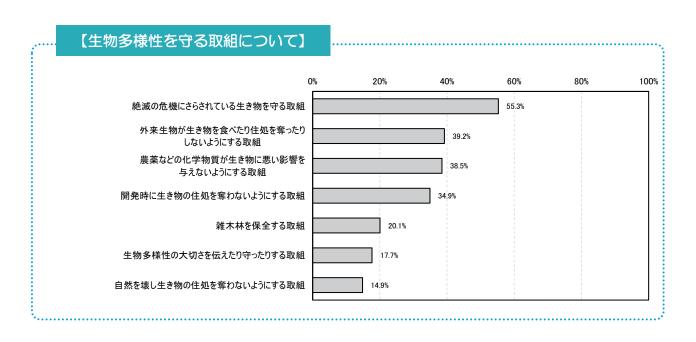
75.5%

80.5%

市の広報誌やHPなどにより、環境に関する情報が必要に応じわかること

環境学習を通じて環境を守る大切さを学ぶこと

みんなが一緒に環境を維持・改善する活動を進めること



■ 大切だと思う

#### 3 たつの市住みよい環境を守る条例

○たつの市住みよい環境を守る条例

平成17年10月1日条例第112号

#### 改正

平成21年6月10日条例第14号 平成26年3月27日条例第6号

たつの市住みよい環境を守る条例

#### 目次

前文

第1章 総則

第1節 通則(第1条·第2条)

第2節 責務(第3条—第5条)

第2章 自然環境の保全

第1節 緑と大気と清流の保全(第6条-第8条)

第2節 緑化の推進(第9条―第11条)

第3節 森林の保護 (第12条・第13条)

第4節 緑化のための援助措置等(第14条)

第5節 大気、水質浄化の推進(第15条・第16条)

第6節 公害防止のための協定の締結等(第17条―第19条)

第3章 教育環境及び文化環境の保全

第1節 教育環境の保全(第20条―第23条)

第2節 文化環境の保全(第24条-第28条)

第4章 清潔な環境の保全

第1節 公共の場所等の清潔保持(第29条―第32条)

第2節 廃棄物の処理 (第33条-第35条)

第3節 し尿浄化槽の維持管理(第36条・第37条)

第5章 住みよい環境の保全

第1節 工場等立地の適正化(第38条-第40条)

第2節 家畜の飼養 (第41条―第43条)

第3節 農業用施設等の維持管理(第44条・第45条)

第4節 公共の場所の機能保持(第46条・第47条)

第5節 静穏の保持(第48条・第49条)

第6章 補則 (第50条—第52条)

第7章 罰則 (第53条—第56条)

附則

#### 前文

わたしたちのたつの市は、水と緑の美しい自然と、長い歴史に培われてきた伝統ある文化 のまちである。

しかしながら、時代の変遷とともに自然環境は犯され、自然と人間の調和が失われようと している。

このときにあたり、わたしたち市民は、このすばらしい環境を守り、育て、自然と文化の調和した人間性豊かな生きがいのあるまちを築きたい。更に、これを次代に引き継いでいくことは、現代に生きるわたしたちの務めである。

このため、たつの市は、市民の力を結集して、健康で安全かつ快適な環境を守るために必要な施策を講ずるとともに、環境は自らの手で守ろうとする市民一人ひとりの自覚と連帯を期待し、ここにこの条例を制定する。

#### 第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むためには、良好な環境の確保がきわめて重要であることにかんがみ、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民の住みよい環境を守るための基本的な事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 良好な環境 自然環境と教育、文化環境が調和し、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境をいう。
  - (2) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物の環境をいう。
  - (3) 教育環境 学校、図書館その他市民の健全な人格の形成及び豊かな情操の育成に資し得る教育施設並びに周囲の環境をいう。
  - (4) 文化環境 郷土における歴史上意義を有する建造物、まちなみ又は文化的遺産並び にその他人間性豊かな文化を創造し、及び発展させていくための基礎となる環境をいう。
  - (5) 生活環境 住居としての環境及び住居を中心として形成される人の生活に関する環境をいう。
  - (6) 公害 環境基本法 (平成5年法律第91号) 第2条第3項に規定するものをいう。
  - (7) 管理者等 管理者、所有者又は使用者をいう。
  - (8) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1 項に規定するものをいう。
  - (9) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
  - (10) 工場等 工場及び事業場をいい、日本標準産業分類 (平成25年総務省告示第405号) に基づく製造業のうち、生産施設を有するものをいう。
  - (11) 生活騒音 日常の生活活動に伴って発生する設備音、音響機器音、楽器音、動作音、 作業音及び人声音をいう。

#### 第2節 責務

(市長の責務)

**第3条** 市長は、良好な環境を保全するため、総合的かつ長期的な施策を策定し、その実現に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、健康で文化的な生活を営むために必要な意識を高め、市域の良好な環境の 確保に努めなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、その事業活動において自己の責任により公害の発生を防止するとともに、 法令及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境を保全するため、最大限の努力をしなければならない。 2 事業者は、市長その他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する施策に積極的に 協力しなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 緑と大気と清流の保全

(緑の保全)

- **第6条** 市民は、市域を現在及び将来にわたって、豊かな緑にするよう努めなければならない。
- 2 市長は、市域の緑を保全するため必要な措置を講じなければならない。 (大気の保全)
- 第7条 市民は、大気を現在及び将来にわたって、清浄であるよう努めなければならない。
- 2 市長は、大気の清浄な状態を保全するため必要な措置を講じなければならない。 (清流の保全)
- 第8条 市民は、市域の河川を現在及び将来にわたって、清流の保全に努めなければならない。
- 2 市長は、市域の河川の清流を保全するため必要な措置を講じなければならない。

第2節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

**第9条** 市長は、緑の確保に資するため、その管理する道路、公園、広場その他の公共施設における緑化計画を定め、樹木等の植栽に努めなければならない。

(土地管理者等の緑化の義務)

**第10条** 土地の管理者等は、緑の自然環境を破壊するおそれのある行為を抑制するとともに、 その土地に樹木等を植栽し、自ら緑化を図るよう努めなければならない。

(空閑地の植栽)

第11条 市長は、市街地における空閑地(使用可能な土地で現に使用されていない土地をい う。以下同じ。)で緑化の必要があると認めるものの管理者等に対し、当該空閑地の一部 又は全部に樹木等を植栽することを要請することができる。

第3節 森林の保護

(森林の保護育成)

第12条 市長は、森林のもつ緑豊かな自然環境の保全と水資源林の確保並びに災害防止のために、森林の保護育成に努めなければならない。

(森林管理者等の緑化の義務)

第13条 森林の管理者等は、森林のもつ機能と緑の自然環境を破壊するおそれのある行為を抑制するとともに、伐採跡地等には、山林用苗木又は常緑樹苗木を植栽し、自ら緑化を図るとともに森林の保護育成に努めなければならない。

第4節 緑化のための援助措置等

(援助措置等)

**第14条** 市長は、第10条、第11条及び前条に規定する者の植栽等のため必要があると認める ときは、技術的な援助その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第5節 大気、水質浄化の推進

(環境保全の施設整備)

第15条 市長は、大気観測施設の充実及び下水道事業の推進を図るとともに、監視及び測定 体制を整備し、大気の汚染、水質の汚濁の状況を把握し、環境の保全に努めなければならない。

(管理及び監視の義務)

第16条 事業者は、大気の汚染、水質の汚濁となる公害の発生源を厳重に管理するとともに、 その発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

第6節 公害防止のための協定の締結等

(公害防止協定の締結)

- **第17条** 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対して公害防止に関する協定の 締結を求めることができる。
- 2 事業者は、前項の求めに応じ公害防止協定を締結し、当該協定事項を誠実に履行しなければならない。

(指導及び関係機関への要請)

第18条 市長は、著しく公害を発生させている者があるときは、その者に対し適切な指導を 行うとともに、必要に応じ関係行政機関にその措置を要請するものとする。

(助成及び援助)

- 第19条 市長は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者の公害防止施設の整備を促進するため、その施設の設置又は改善等について必要な資金のあっせん又は助成、技術的な助言その他必要な援助に努めなければならない。
  - 第3章 教育環境及び文化環境の保全

第1節 教育環境の保全

(教育環境の保全)

- 第20条 何人も、教育環境が良好な状態に置かれるよう努めなければならない。 (教育環境保全区域の指定)
- 第21条 たつの市教育委員会(以下「委員会」という。)は、良好な教育環境を確保するため特に必要があるときは、その必要と認める区域を教育環境保全区域として指定することができる。
- 2 委員会は、教育環境保全区域において、良好な教育環境を確保するために必要な事項を 定めることができる。
- 3 委員会は、教育環境保全区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。 (標識の設置)
- **第22条** 委員会は、教育環境保全区域を指定したときは、その区域に、これを表示する標識を設置するものとする。
- 2 委員会は、前項の標識を設置しようとするときは、あらかじめ設置場所の管理者等の同意を得なければならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設置された標識を移転し、除去し、汚損し、又は損壊して はならない。

(指導及び勧告)

第23条 委員会は、第21条第2項に規定する事項に違反し良好な教育環境を阻害すると認めるときは、その者に対し、当該違反の是正を指導し、勧告することができる。

第2節 文化環境の保全

(文化環境保全区域等の指定)

- 第24条 委員会は、郷土の文化環境を保全するため特に必要があるときは、その必要と認める区域を文化環境保全区域として指定することができる。
- 2 委員会は、歴史上特に保全が必要と認める区域又は施設を文化環境保全特別区域(以下 「特別区域」という。)又は文化環境保全特別施設(以下「特別施設」という。)として 指定することができる。
- 3 委員会は、特別施設を指定しようとするときは、あらかじめ当該特別施設の管理者等の

同意を得なければならない。

- 4 委員会は、文化環境保全区域、特別区域又は特別施設(以下「指定区域等」という。) を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 委員会は、指定区域等としての価値を失ったときは、その指定を解除することができる。 この場合、その旨を告示しなければならない。

(標識の設置)

第25条 第22条の規定は、指定区域等について準用する。

(管理者等の協力)

- **第26条** 何人も、指定区域等の文化環境保全の趣旨を理解して、文化環境が大切に保全されるよう努めるとともに、整備について協力しなければならない。
- 2 管理者等は、指定区域等において、建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又 はその外観の変更、土地の形質の変更等の行為をしようとするときは、文化環境を損なう ことのないよう、その形成に配慮しなければならない。

(特別区域又は特別施設の現状変更の届出)

- 第27条 特別区域又は特別施設において、管理者等が次に掲げる行為をしようとするときは、 委員会が別に定めるところにより、あらかじめその内容を届け出なければならない。ただ し、委員会が特に認める場合は、この限りでない。
  - (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
  - (2) 建築物その他の工作物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
  - (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会で定めるもの (指導及び助成)
- 第28条 委員会は、前条の届出があった場合において、当該届出に係る行為により、文化環境が著しく損なわれ、又はその保全に影響を及ぼすと認めるときは、その届出に係る行為に関し、計画の変更等文化環境を保全するための措置を指導するとともに、必要に応じ助成することができる。
- 2 前項の規定による助成についての必要な事項は、委員会が別に定める。
  - 第4章 清潔な環境の保全

第1節 公共の場所等の清潔保持

(清潔の保持)

- 第29条 何人も、道路、公園、広場、河川、ため池、水路その他の公共の場所を汚損してはならない。
- 2 前項に規定する公共の場所の管理者等は、その管理する公共の場所の清潔を保持するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(土砂等運搬の措置義務)

第30条 自動車等で土砂、廃材、資材その他これらに類するものを運搬する者又は運搬させる者は、その運搬により積載物が落下又は飛散して、道路及び周辺地域の良好な環境を阻害しないよう被覆その他必要な措置を講じなければならない。

(工事施工者の義務)

- 第31条 土木、建築等の工事の施行者は、工事に伴う土砂、廃材、資材等が道路その他の公 共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又は堆積しないよう適正に管理しなければならない。 (空き地の管理義務)
- 第32条 空き地の管理者等は、その空き地に繁茂した雑草、枯草を除去し、及びその空き地

への廃棄物の不法投棄を防止する措置を講じる等、その周辺の生活環境に支障を及ぼさな いよう適正に管理しなければならない。

第2節 廃棄物の処理

(投棄場所の指定等)

- 第33条 何人も、市長が指定する場所以外の場所に廃棄物を投棄してはならない。
- 2 市長は、前項の指定する場所において処分できない廃棄物については、その都度処分方 法を指導するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定に違反した者に対し、当該廃棄物の除去を命ずることができる。 (廃棄物の収集)
- 第34条 市が収集する廃棄物の搬出は、市長が別に定める収集日及び収集場所以外に搬出してはならない。
- 2 廃棄物を前項の規定に基づき搬出する場合は、市長が別に定める分別区分によらなければならない。

(廃棄物の回収)

- 第35条 廃棄物となった際、適正な処理が困難となる製品及び容器(以下「製品等」という。)の製造、加工又は販売をする事業者は、下取り又は引取りの方法で当該製品等を回収するよう努めなければならない。
- 2 何人も、前項の製品等については、事業者に下取り又は引取りの方法で回収させるよう 努めなければならない。

第3節 し尿浄化槽の維持管理

(設置者の義務)

第36条 し尿浄化槽を設置している者(以下「設置者」という。)は、法令等を遵守し、常に適正な維持管理をしなければならない。

(指導及び関係機関への要請)

第37条 市長は、設置者が善良な維持管理を怠り周辺の生活環境に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、適切な指導を行うとともに、必要に応じ関係機関にその措置を要請するものとする。

第5章 住みよい環境の保全

第1節 工場等立地の適正化

(工場等設置の届出)

- **第38条** 工場等を設置しようとする者のうち、その用地が市長が別に定める面積を超えるものは、着手する60日前までに次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (2) 設置の場所
  - (3) 建築面積及び敷地面積
  - (4) 業種及び製品の種類
  - (5) 施設の種類及び構造
  - (6) 公害の防止及び処理方法その他生活環境の保全に関する計画
  - (7) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者で、市長が別に定める事項を変更しようとするときは、 30日前までに市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第39条 前条の規定による届出をした者は、同条第1項第1号に掲げる事項に変更があった とき、又は当該工場等の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届 け出なければならない。

(指導、勧告及び命令)

第40条 市長は、第38条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が周辺の 生活環境に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、 その届出に係る計画の変更又は改善等を指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第2節 家畜の飼養

(家畜飼養の届出)

- 第41条 市長が別に定める数以上の牛、馬、豚、山羊、鶏、あひる及びこれらに類するもの (以下「家畜」という。)を飼養しようとする者は、飼養する60日前までに次に掲げる事 項を市長に届け出なければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (2) 飼養の場所
  - (3) 飼養する家畜の種類及び頭(羽)数
  - (4) 施設の構造及び規模
  - (5) 家畜のふん尿処理方法その他生活環境の保全に関する計画
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者で、市長が別に定める事項を変更しようとするときは、 30日前までに市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第42条 前条の規定による届出をした者は、同条第1項第1号に掲げる事項に変更があった とき、又は当該家畜の飼養を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け 出なければならない。

(指導、勧告及び命令)

第43条 市長は、第41条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が周辺の 生活環境に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、 公害の防止の方法その他周辺の生活環境の保全のための措置について指導し、勧告し、又 は命ずることができる。

第3節 農業用施設等の維持管理

(管理者等の責務)

- 第44条 ため池、野井戸、野つぼ及びこれらに類するもので危険とみなされるもの(以下「農業用施設等」という。)の管理者等は、当該農業用施設等による事故発生を防止するため、柵又はふたその他必要な設備をするなど、常に適正な維持管理をしなければならない
- 2 農業用施設等の管理者等は、当該施設等の必要がなくなったときは、速やかに埋め戻し をするなど安全措置を講じなければならない。

(指導及び勧告)

第45条 市長は、農業用施設等の維持管理が不十分なために危険な状態にあるときは、当該 管理者等に対し、速やかに適切な措置をとるべきことを指導し、勧告することができる。

第4節 公共の場所の機能保持

(道路等の機能保持)

- 第46条 国又は地方公共団体が管理する道路又は水路に面した土地に建築物その他の工作物 を建築し、又は設置しようとする者は、その管理者と協議し、道路又は水路の機能を損な わないようにしなければならない。
- 第47条 自動車等を運転する者は、法令に違反しない場合であっても、他に迷惑を及ぼす駐

車をしないよう努めなければならない。

2 市長は、道路における危険を防止し、その他交通の円滑を図るため、自転車の駐輪方法 について、必要に応じ当該自転車の管理者等に対し、指導することができる。

第5節 静穏の保持

(生活騒音の防止)

**第48条** 何人も、みだりに周辺の静穏を妨げる生活騒音を発生させてはならない。 (指導及び勧告)

第49条 市長は、生活騒音が発生し、人の健康又は生活環境に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該生活騒音を発生させている者に対し、当該行為の停止、機械の装置又は作業方法の改善その他騒音を防止するため必要な措置をとるべきことを指導し、勧告することができる。

第6章 補則

(報告の聴取等)

**第50条** 市長又は委員会は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、その者に対し、必要な事項について報告させることができる。

(立入調査等)

- 第51条 市長又は委員会は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に工場等その 他の場所に立ち入り、関係者に質問し、関係帳簿書類、機械設備その他物件を調査し、又 は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

- 第53条 第40条又は第43条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。
- 第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第33条第3項の規定による命令に違反した者
  - (2) 第38条第1項若しくは第2項又は第41条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第22条第3項(第25条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
  - (2) 第27条、第39条又は第42条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (3) 第50条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - (4) 第51条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 (両罰規定)
- 第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の住みよい環境を守る条例(昭和58年龍野市条例第13号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、現に工場等若しくは家畜飼養施設を設置し、又は設置の工事をしている者のうち、特に必要があるとして市長が指定した工事については、規則の定めるところにより30日以内にその状況について届出をするものとする。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

**附** 則(平成21年6月10日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附** 則(平成26年3月27日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

# 4 たつの市環境審議会委員名簿

No.	選出区分	所属団体名等	氏 名
1	_ 学識経験者 第1号委員	たつの市顧問弁護士	菅尾 英文
2		一般社団法人 たつの市・揖保郡医師会	西川 光博
3	市議会 第2号委員	たつの市議会	桑野 元澄
4		たつの市議会	山本俊一郎
5	住民代表 第3号委員	たつの市連合自治会	岡田(俊介
6		たつの市更生保護女性会	松本みち子
7	事業所代表 第4号委員	龍野商工会議所	井河原敏夫
8		たつの市商工会	飯田 健人
9	関係行政機関 第5号委員	兵庫県たつの警察署 生活安全課 環境経済係	松田 勇次
10		兵庫県西播磨県民局 県民交流室	吉村陽